
プロジェクト パーシャルスピノフの会計処理

項目 本日の審議事項

本資料の目的

1. これまでの文案の検討状況については、別紙にお示している。本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議を頂きたい（公表議決の対象は(1)から(2)に記載した公開草案が対象となる。）。

(1) 企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(1)-2）

(2) 企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の文案（審議事項(1)-3）

(3) コメントの募集及び公開草案の概要の文案（審議事項(1)-4）

(4) コメントの募集及び公開草案の概要（資本連結実務指針）の文案（審議事項(1)-5）

また、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案（審議事項(1)-6）について、この内容にて日本公認会計士協会に改正の依頼を行うことをご審議いただきたい。

なお、なお、審議事項(1)-4、審議事項(1)-5 及び審議事項(1)-6 については、前回からの修正履歴付の資料を参考資料としている。

2. 第 510 回企業会計基準委員会(2023 年 9 月 21 日開催)で聞かれた意見については、審議事項(1)-7 に記載している。

以 上

別紙—これまでの文案の検討状況

1. 第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）において、「パーシャルスピノフの会計処理」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定した。
2. 第 102 回企業結合専門委員会（2023 年 4 月 13 日開催）及び第 500 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 26 日開催）以降に行った審議状況は、以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
基準開発の範囲		
・本プロジェクトにおける基準開発の範囲	第 500 回 (2023 年 4 月 26 日) 第 503 回 (2023 年 6 月 13 日)	第 102 回 (2023 年 4 月 13 日) 第 104 回 (2023 年 6 月 5 日) 第 105 回 (2023 年 6 月 21 日)
・本プロジェクトにおける例外的な取扱いの範囲	第 503 回 (2023 年 6 月 13 日)	第 104 回 (2023 年 6 月 5 日) 第 105 回 (2023 年 6 月 21 日)
会計処理		
・株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合におけるスピノフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理	第 501 回 (2023 年 5 月 16 日)	第 102 回 (2023 年 4 月 13 日) 第 103 回 (2023 年 5 月 8 日)
・一部留保の株式分配（按分型）を行った場合における株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理	第 501 回 (2023 年 5 月 16 日) 第 506 回 (2023 年 7 月 18 日)	第 103 回 (2023 年 5 月 8 日) 第 104 回 (2023 年 6 月 5 日) 第 105 回 (2023 年 6 月 21 日) 第 106 回 (2023 年 7 月 12 日)
・一部留保の株式分配（按分型）を行った場合における株式分配実	第 504 回 (2023 年 6 月 26 日)	第 105 回 (2023 年 6 月 21 日)

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
施会社の税効果会計	第 507 回 (2023 年 8 月 2 日)	第 107 回 (2023 年 7 月 26 日)
その他の論点		
・適用時期及び経過措置	第 508 回 (2023 年 8 月 24 日)	第 108 回 (2023 年 8 月 10 日)
文案		
・「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案	第 506 回 (2023 年 7 月 18 日) 第 507 回 (2023 年 8 月 2 日) 第 508 回 (2023 年 8 月 24 日) 第 509 回 (2023 年 9 月 7 日) 第 510 回 (2023 年 9 月 21 日)	第 106 回 (2023 年 7 月 12 日) 第 107 回 (2023 年 7 月 26 日) 第 108 回 (2023 年 8 月 10 日) 第 109 回 (2023 年 9 月 6 日)
・「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案	第 506 回 (2023 年 7 月 18 日) 第 507 回 (2023 年 8 月 2 日) 第 508 回 (2023 年 8 月 24 日) 第 509 回 (2023 年 9 月 7 日) 第 510 回 (2023 年 9 月 21 日)	第 106 回 (2023 年 7 月 12 日) 第 107 回 (2023 年 7 月 26 日) 第 108 回 (2023 年 8 月 10 日) 第 109 回 (2023 年 9 月 6 日)
・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正案	第 508 回 (2023 年 8 月 24 日) 第 509 回 (2023 年 9 月 7 日) 第 510 回 (2023 年 9 月 21 日)	第 108 回 (2023 年 8 月 10 日) 第 109 回 (2023 年 9 月 6 日)
・コメントの募集及び公開草案の概要の文案	第 509 回 (2023 年 9 月 7 日)	第 109 回 (2023 年 9 月 6 日)

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
	第 510 回 (2023 年 9 月 21 日)	
・コメントの募集及び公開草案の概要の文案(資本連結実務指針)	第 510 回 (2023 年 9 月 21 日)	-

3. 第 503 回企業会計基準委員会(2023 年 6 月 13 日開催)での審議を踏まえて、本プロジェクトにおいては以下の方向性で基準開発を進めることとした。
 - (1) いわゆるパーシャルスピノフ税制が時限的なものであることから早期に基準開発を完了すべきというニーズを踏まえ、段階的なアプローチを採用して、まずは現実が発生する可能性が高いと考えられるパターンに絞り、完全子会社株式について配当を行い支配を喪失して関連会社にも該当しなくなったファクトパターンに限定して基準開発を行う。
 - (2) (1)のファクトパターン以外のファクトパターンに関する審議については、今後、基準開発に関するニーズや ASBJ におけるリソースの状況を踏まえて、審議を行う優先順位を決定することが考えられる。
4. 審議の過程において、基準開発の範囲については支配を喪失して子会社株式に該当しなくなった場合とすべきとの意見が聞かれたことから、第 508 回企業会計基準委員会(2023 年 8 月 24 日開催)において改めて審議を行った結果、支配を喪失して子会社株式に該当しなくなった場合を対象として基準開発を進めることとした。

以 上